

保育者・教員養成課程における音楽科目の指導法研究

—植草学園大学発達教育学部における現状と今後に向けて—

川端眞由美^[1] 植草学園大学発達教育学部
柴辻 純子^[2] 植草学園大学発達教育学部非常勤講師

A Study on Teaching Method in Music Subjects at Nursery Teachers and Teachers Training Courses:
Based on the Current Situation in the Uekusa Gakuen University Faculty of Child Development and
Education and toward the Future

Mayumi KAWABATA Faculty of Child Development and Education, Uekusa Gakuen University
Junko SHIBATSYJI Faculty of Child Development and Education, Uekusa Gakuen University

保育者・教員養成課程における音楽科目は、実習、採用試験及びその後の音楽活動にまで影響を及ぼす重要教科である。にもかかわらず、学生にも教員にも副次的教科として捉えられがちである。本稿は、この重要な教科が、植草学園大学発達教育学部のカリキュラムの中の授業科目として適切に配置され、その指導法が効率よく機能しているかを検証するものである。現在、本学部に設置されているすべての音楽科目について、その目的、内容、評価方法等をシラバス、学生に対する授業評価アンケート及び学生からの個々の質問や要望等から検討し、さらに指導者側の授業評価報告書から現状を把握する。また同じ目的で音楽の授業を設定している他大学の状況を参考することで、本学における今後の音楽科目のより良い指導法が探求できるものと考える。

養成課程における音楽は、あくまで将来学生が就くべき現場が必要とする能力や技術を身に付けるように考慮した内容であるべきで、採用試験の際、他大学の学生との実力差がでて不利益を被らないためにも効率の良い授業内容を組織すると共に、指導者側の質の向上を図る必要がある。

キーワード：音楽、音楽科目、指導法、教員養成課程、授業評価

The music subject on teacher training courses is a crucial subject that makes an impact on their subsequent teaching practice, examinations, and even individual music activities. This subject, however, tends to be thought of as a subject of secondary importance both by students and teachers. This paper aims at investigating how this important subject was placed in the curriculum in the Faculty of Child Development and Education at Uekusa Gakuen University, and how teaching methods are applied effectively. It investigates the aims, contents, grading methods in all the syllabi, the class grading evaluated by students, and it also shows the current situation in the Faculty from teachers' class evaluation reports. Also, by referring to the

[1] 著者連絡先：川端眞由美

[2] 柴辻 純子

current situation at other universities sharing the same purposes as us with the subject of Music on their program, we can explore how our teaching methods might be improved from now on.

Music subjects at teacher training courses should include components where students can acquire the abilities and skills they will need in their future workplaces. This is important to prepare the teachers correctly so that their students will not be disadvantages in their skills compared to students of other universities.

Keywords: Music, Music subject, Teaching method, Teacher training courses, Class evaluation

1. はじめに

植草学園大学発達教育学部においては、小学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、保育士資格¹⁾の取得が可能である。これらの免許や資格のために必修となっている音楽科目は、平成24年度入学生の場合は幼稚園教諭一種と保育士資格のための「保育の表現技術 I (音楽表現)」と「保育内容演習 I (表現)」²⁾、及び小学校教諭一種のための「初等音楽教育通論」、「音楽科指導法」、「教職実践演習 (初等)」³⁾で、その他の音楽科目は選択必修である。上記以外に設定されている音楽科目は、音楽の得意な学生あるいは何らかの必要性を感じた学生が受講することとなる。従って、学生が音楽の必要性を本来の意味（将来の仕事上重要、且つ大切な科目）において感じて受講しているかは定かではない。

たとえ実情が上記であろうとも、私立の幼稚園や保育園の就職試験においては、ほぼ90%で音楽の実技試験が課され、また専科不在の小学校の存在を考えると、就職後はほぼ100%、音楽を用いて子どもた

ちと活動せねばならない事は明白である。

こうした現状を踏まえて、本学部において音楽科目の指導をどのように行えば学生が興味をもって子どもたちを指導できるようになるかを考察していきたい。今回は、植草学園大学開学後の4年半の音楽科目の状況を捉えるとともに、毎年実施している学生に対する授業評価アンケート及び学生からの個々の質問、要望等を検討する事、そして他大学の教員養成課程の情報を参考とする事で、今後に向けた建設的な指導法が見いだせるものと考える。

2. 本学の免許・資格取得のための音楽科目

本学部において取得できる免許・資格に必要な音楽科目は、以下の通りである（表1）。ここでは平成24年度入学生より適用される履修要項に基づき、教科に関する科目、教職に関する科目の区分、必修科目を○、選択必修科目○として示した⁴⁾。なお教養教育科目である「音楽学」は、3.4 保育士資格の後で別項目として取り上げている。

表1 免許・資格取得に必要な音楽科目（平成24年度履修要項に基づく）

区分		小学校教諭一種	特別支援学校教諭一種	幼稚園教諭一種	保育士資格
教科	初等音楽教育通論	○	○	○	
教職	音楽科指導法	○	○		
教職	教職実践演習(初等)	○	○	○	
教科	保育の表現技術I(音楽表現)			○	○
教職	保育内容演習I(表現)			○	○
教科	保育の表現技術II(音楽表現)			○	○
教科	音楽能力発達論			○	
教科	幼児・児童音楽演習			○	○
教職	保育内容演習I(音楽)			○	○
教職	保育内容演習II(音楽)			○	
教職	保育内容演習II(表現)			○	
教養	音楽学				

3. 開学初年度からの音楽科目的経緯・現状

3.1 小学校教諭一種

「初等音楽教育通論」

開学から平成23年度までは、小学校課程は各教科等の通論科目の中から3教科を取得すればよかったが、平成24年度からは通論の科目はすべて必修となった。従って、24年度の1年生の内、必要であるほぼ70名の学生を2等分して2名の教員で担当している。時間割の関係上、異なる曜日と時間に設定しているため、受講学生数のばらつきが生じる。講義形式の授業である事から、将来教員として音楽科目を担当する際、あるいは種々の音楽活動を展開していく時に必要となる音楽に関する規則、様々な音楽用語等の使用方法を正しく学生に理解してもらう事が目的であり、現場で使用する際に正しい活用方法をとれるように指導している。しかし小学校では児童の教科音楽の授業評価をする事も教員には課せられている事から、教員自身が正しい音程・リズム・発想記号等を理解して演奏できなければならない。そこで本科目には、ソルフェージュと聽音という演習的な実技の部分をも含めざるを得ない。従って講義形式の授業でありながら、演習の部分を加えての授業形態を取っている。

子どもの歌に楽しく、また美しいと思えるように伴奏を付ける事が現場での音楽活動では重要且つ大きな部分を占める。そこで和声とその進行を学ぶ時間を「初等音楽教育通論」の総括的な目的で進めている。受講学生に対して正しくこの部分を指導できなければならない。単に和音のみを勉強してもその使用法を間違えていたら、美しい伴奏とはならない。和声進行は従うべき規則を把握しそれに則って行う事であり、最低限の和音配置と連結の知識を必要とする。従って初等音楽教育通論を指導する教員は和声の豊富な知識を持たなければ学生の指導はできない事となる。

「音楽科指導法」

半期15回の演習である。その中に発声、打楽器奏法、鍵盤楽器奏法、リコーダー奏法、アンサンブルの発表、更に歌唱指導、器楽指導、鑑賞教材指導を1回づつ組むという超過密なスケジュールの授業となっている。この回数でシラバスに記載されている

内容を学生に理解させ、小学校の音楽科の授業を行える教諭に育てる事はかなり困難であろうと思われる。鍵盤楽器の苦手な学生が一回(90分)で鍵盤楽器の奏法とその指導法ができるのであろうか。リコーダーや打楽器に関しても然りである。15回の授業で、各種の指導法をひととおり扱うことから、分野ごとの指導力を身についたものにすることは、かなり困難であろう。授業回数と内容のバランスを考慮して、音楽の苦手な学生でも授業を理解できるようにする必要があろう。

「総合演習(教職)」(註3) 参照のこと

本科目は、子どもと音楽との関わりについて日本及び諸外国の事情を調査し、我が国の教育における音楽の意義や特色を考える内容である。そこから子どもの感性や創造力を培う教育について理解を深め、これから時代に求められる音楽教育の在り方を探る事を目的としている。4年次配当授業で、24年度は、これまでに特別支援学校を含む様々な施設での音楽科の授業あるいは音楽活動を見学することで、音楽を通した子どもとのコミュニケーション術を学んでいる。後期は、子どもたちが生の音楽鑑賞をしたり、自分たちの創作作品を発表するために使用する可能性のある音楽ホールにおいて、舞台、大道具、照明等に関して学ぶ。

3.2 特別支援学校教諭一種

基礎資格である3.1に同様。

3.3 幼稚園教諭一種

「保育の表現技術I(音楽表現)」

開学後の2年間は学生数が少なかったために、非常勤講師も含めて4コマを同一の時間に配置した同時進行型の授業形態で行う事が可能であった。授業内容・達成目標・試験方法等に関しても、同一のシラバスに従って進行していたために、ほぼ問題がなかった。しかし3年目より学生数の増加に伴い、コマ数の増加が必要となった。理由は必修の受講者数の増加と、本来の意味でのピアノの必要性を感じた受講希望者が多くなった事による。そこでコマ数増加に伴い同時開講ではなくなりました。そのために抽選による受講制が導入され、必修の学生が選に漏れたり、本科目と他の科目との重複から、ある曜日の時

間帯は受講生が極めて少なかつたりの問題が生じている。又、同一の授業であるため達成目標が同じレベルであるべきであるところ、担当する教員によって進度、到達度に差異が生じている。そのために、本科目を履修後に「保育の表現技術Ⅱ（音楽表現）」を履修する学生の中に、もし本科目の目標範囲の未終了学生がいた場合には、授業の前進が不可能となってしまう。復習のために時間が割かれて本来の授業の進度に影響を与えていたという状況になっている。

「保育内容演習Ⅰ（表現）」

幼稚園教諭一種免許状取得科目表⁵⁾の教職に関する科目第4欄の教育課程及び指導法に関する科目の保育内容指導法の9つの科目がすべてⅠとⅡに分かれており、当該科目が必修で、同科目的Ⅱは選択必修となっている。しかし24年度のシラバス上は「保育内容指導法演習・表現」で、後期に開講されて1時限目と2時限目を連続した30回の授業である⁶⁾。その内容は、動きを伴ったあそび歌、わらべうた、歌と動きを伴った楽器あそび、合奏曲の編曲、リトミックの理論と実技である。そして成績評価にはグループ課題発表が含まれ、例年学生は6、7人のグループ毎に音楽を伴った物語を大道具、小道具、衣装を付けて演じていたが、24年度はアンサンブルの発表が含まれている。学生にとっては現場の音楽活動に直結した授業内容といえる。

「保育の表現技術Ⅱ（音楽表現）」

開学から平成21年度入学生にとって、「基礎技能演習 音楽」の名称の下に現在の「保育の表現技術Ⅰ（音楽表現）」と「保育の表現技術Ⅱ（音楽表現）」が一緒になった通年の科目を必修科目として履修していた。そこで前期の半年間はピアノ及び声楽の基本的な実践技術を学び、後期の半年において保育・教育現場の実践活動を踏まえて、弾き歌いの授業を行い、規定の曲数を子どもたちに楽しく指導する事を目的として演奏できるように指導してきた。

しかし平成22年度より、上記の2、「表1」で示した通り、「保育の表現技術Ⅰ（音楽表現）」のみが必修となり、前期にⅠが修了した場合にⅡを取得しなくても幼稚園教諭一種の取得は可能となった。そのため、ピアノの苦手な学生に限ってⅡを取得しなくなってしまった。本来、幼稚園と保育園の現場で必

要な表現技術は、弾き歌いの授業を中心としたこのⅡで培われる。現場実習は1年後であり、又就職試験は3年後である事を考えると、ピアノが苦手で「保育の表現技術Ⅰ（音楽表現）」のみしか取得しない学生はその後のさまざまな活動に支障を来すと思われる。

平成21年以降、当該科目に関しても「保育の表現技術Ⅰ（音楽表現）」と同様に同時進行の形態ではなくなりたために、Ⅰで記した事と同様の様々な問題が生じている。さらに平成24年度の当該科目は昨年同様に受講生数にばらつきが大きく、定員11名のところ1名から14名の差が生じている。90分授業に1人と14人では1人に掛けられる時間に大変な不公平が生じる。

「初等音楽教育通論」

3.1 小学校教諭一種の「初等音楽教育通論」参照。
「音楽能力発達論」

子どもの発達と音楽活動、子どもの生活にみられる音楽遊びを扱った講義である。子どもの各発達段階における音楽能力の発達を理解し、人間の発達における音楽の役割について考察する内容である。人間全体の音楽の役割を扱うことによって、音楽文化史的、宗教音楽史的、政治的、社会的な様々な要因が絡みあってきて、内容が拡散することになる。学部学科の性格に配慮して、幼児・児童に関わりの深い内容に集約してもよいと思う。

「幼児・児童音楽演習」

本科目は2年生を対象とした授業である。そのためカリキュラム改正を行った24年度入学生用のシラバスでは半期15回の授業として授業計画と内容が記されている。しかし現2年生は23年度のシラバスに従うために通期30回の授業である。

本科目の達成目標は、幼児・児童の歌のレパートリーを増やし、ピアノばかりではなくギターの伴奏でも弾き歌いができる事、また現場を想定して指導案に基づく模擬授業ができる事を掲げている。近年では保育園、幼稚園、特別支援学校においてもピアノの代わりにギターを使用して音楽活動や授業を行う所も増えている。保育士の公務員試験の実技試験の際、ギターも可能となっている市も増加している。本授業ではグループに分かれて、ギターの得意な学生が初心者に楽器の持ち方から主要三和音の奏法を

指導する時間を設けて、協力し合う楽しさを学んでいる。またグループに分かれて、現場を想定した創作音楽劇の発表の時間も設定している。グループ毎に意思の疎通を図って計画を立てて一つのものを作り上げる達成感を学ぶ指導である。

学生達がこの時間に行った創作音楽劇を、他の音楽の科目的音楽劇の発表で再利用しているようである。

「保育内容演習 I (音楽)」

本科目の学生の達成目標として、子どもの歌のルパートリーを広げる事、子どもの前で自信を持って音楽表現できる事が挙げられている。授業計画と内容には、各月の教材曲と指導の方法が示されているが、この計画と内容は「保育の表現技術 II (音楽表現)」の計画と内容との違いがわかりにくい。本授業の備考には、1年次で「保育の表現技術 I (音楽表現)」を履修しているか、それと同等のピアノの演奏技能を習得している事が望ましいとある。この科目は2年次生が対象学生である事を考え、内容とそのレベルを明確化したい。

「保育内容演習 II (音楽)」

上記の「保育内容演習 I (音楽)」を発展させる事が当科目の概要として記されている。学生の達成目標は「保育内容演習 I (音楽)」で示されていた目標との違いを示したい。授業計画と内容にはグループにわかつて音楽劇の練習を行い、その発表をする事、リズム遊び・手遊び・歌遊び等の実習と指導、現場を想定した模擬指導が挙げられている。この授業計画と内容は「幼児・児童音楽演習」及び「保育内容演習 I (表現)」と「保育内容演習 II (表現)」に共通する所が多い。この科目は2年次生が対象学生であり、備考欄に1年次で「保育の表現技術 I (音楽表現)」を履修しているか、それと同等のピアノの演奏技能を習得している事が望ましいとある。上記の「保育内容演習 I (音楽)」と同様に、選択科目である「保育の表現技術 II (音楽表現)」及び「幼児・児童音楽演習」と授業内容が類似している。

「保育内容演習 II (表現)」

3.3 の「保育内容演習 I (表現)」参照。

3.4 保育士資格

「保育内容演習 I (表現)」

3.3 幼稚園教諭一種の「保育内容演習 I (表現)」参照。

「保育の表現技術 I (音楽表現)」

3.3 幼稚園教諭一種の「保育の表現技術 I (音楽表現)」参照。

「保育内容演習 I (音楽)」

3.3 幼稚園教諭一種の「保育内容演習 I (音楽)」参照。

「幼児・児童音楽演習」

3.3 幼稚園教諭一種の「幼児・児童音楽演習」参照。

「保育の表現技術 II (音楽表現)」

3.3 幼稚園教諭一種の「保育の表現技術 II (音楽表現)」参照。

3.5 教養教育科目

「音楽学」

教養教育科目として設置され、本学の音楽科目の中で特色ある科目の一つである。将来、幼児・児童に音楽を指導する立場にある学生は、音楽の楽しさや素晴らしさを子どもたちに伝授する役割を担っている。そのために、「音楽とは何か」、「音楽とは何のためにあるのか」を主要テーマとして授業を行っている。開学当初は、教養科目として発達教育学部と保健医療学部の両学部の学生の受講が可能であった。しかし、次年度からは時間割の関係上、発達教育学部のみ受講可能である。従って、医療学部の学生の要望や医療現場における音楽の役割等を考慮した時間割設定の配慮が必要であろう。

本科目は、平成24年度より千葉県私立大学間の単位互換に関する包括協定に基づく科目となっているので、他大学の学生の受講は歓迎である。何れの学生であれ、将来子どもたちと音楽を通してコミュニケーションをとる立場に立つ学生には、自信を持って子どもたちに音楽の楽しさと重要性を伝えられる教員になれる事を希望して授業を行っている。本授業の性格上、音楽の本質と目的を考察する上で音楽史と関わりも持たせながら宗教・教育・文化・政治・経済等多方面を織り交ぜた講義となる。また、音楽が本来持っている力や意味について学生たちと

討論しながら進行する時間を設定している。その際、学生たちは自分が好きな曲がどれ程自分自身に力を与えてくれる大切な音楽であるかを主張し、他者との意見交換を活発に行っている。従って、この部分に関しては「音楽学」の特徴的な内容の一部分として本授業で行う事が相応しいと考える。

4. 他大学の保育者・教員養成課程の教育状況

首都圏の4年制大学の保育者・教員養成課程における免許・資格取得のための音楽科目的授業内容を、各大学のホームページ上で開示されている情報を閲覧した結果をまとめておく。

4. 1 A大学の状況

A大学は幼稚園教諭一種免許と保育士資格、小学校教諭一種免許が取得できる。音楽は10科目設置され、「保育内容指導法」、「初等教科研究・音楽理論」、「音楽科教育法」とともに「わらべうたと童謡の世界」、「音楽表現実践特論（即興と伴奏）」、「人間と音楽」、「教材編曲法」のような各論的性格の科目や実践特論も目立つ。即興と伴奏や教材の編曲法は、幼児児童の音楽表現活動の際、子どもの創作した物語や遊び等を教員は自由に音で表現する事や、旋律に自由に伴奏を付ける事が要求される。従って、子どもの自由な発想に柔軟に対処できる能力を身に付ける有益な科目である。「人間と音楽」は、音楽に親しみと興味を持てるように大歌手や大作曲家に焦点を当て、作品が生み出された歴史的背景を考察しながら作品と演奏に触れている。これは音楽学（西洋音楽史）の専門家がA大学には在籍する事を考えると、学生には有益な密度の濃い内容と思われる。

幼稚園教員養成コースと保育士養成コースの必修科目である「保育内容指導法」は、前期では子どもの心身の発達に合わせた指導法を行えるように、保育者自身がまず音楽の技術を持てるように学ぶ事を目的としている。そして後期には保育の現場における音楽活動と模擬演習と発表を中心として展開している。「初等教科研究・音楽理論I（楽典と声楽）」は幼稚園教員養成コースと保育士養成コースの必修となっており2クラスに分かれて展開される。担当

教員は異なるが、シラバスの内容は同じで、使用教科書、評価基準等全て同様である。同名の科目で小学校教員免許取得予定者が受講する必修の「初等教科研究・音楽理論I（楽典と歌唱・器楽）」は、楽典の基礎を学んだ後、子どもの歌の教材を探して他学生を子どもと見立てて歌唱指導する。そして「初等教科研究・音楽理論II」では幼稚園教員養成コースも保育士養成コースも小学校教員コースも楽譜を正確に読めるようにして、演奏力を付け、さらに移調を習得してから教材を選択してミニワークショップ方式で指導することを学ぶ。

A大学は演習の名称の科目においても、理論をセットにして指導することで、実技への移行を容易にする工夫が感じられる。また幼稚園教員コースは4年間必修のピアノを学ぶ事で、自らの表現力を磨く技術の習得を支援している。これらは本学において学ぶべき点であろう。

4. 2 B大学の状況

B大学は、幼稚園教諭一種免許と保育士資格が取得できる。音楽科目は、9科目設置され、5科目が必修科目、4科目が選択科目である。「こどもと音楽」、「保育の表現技術」等の科目名で、本学の保育者養成課程とほぼ同様の授業が設定されている。ただし履修に関しては、1～2年次の音楽科目は、前期・後期ともに必修である。基礎的な音楽知識と技能の習得を目的としているが、授業内容は、ピアノ演奏技能、音楽理論、弾き歌い、手作り楽器、リズム活動等、多岐にわたり、個別指導とグループレッスンを組み合わせ、5名の教員が同内容の授業を開催している。2年次後期では、演奏技能のスキルアップを図るために個別指導で集中的に指導している。これは技能の定着に効果的な授業設定だと思われ、この大学の特徴的な指導となっている。3～4年次は、保育士資格取得のために、音楽か造形を選択必修するように設定され、各年次で半期授業を1コマずつ、計2コマ受講する。保育現場を想定した内容で、音遊び、簡単な作曲、音楽発表、模擬保育まで含まれる。

全体に本学と比較すると、必修科目数が多く、初心者でも技能が定着するように考慮され、手厚く授業が組まれていることが読み取れる。さらに他学部

との共通科目の中には、「音楽史」(講義)や「音楽と文学」(演習)が選択科目に含まれ、現場での実践的な内容ばかりでなく、音楽の知識や関心を広げる科目が設定されている。前者は、音楽史専門の教員が担当し、音楽の意味や楽しさを様々なかたちで講義するが、それは、本学の教養科目「音楽学」も同様である。「音楽とは何か」と問いかけることや、学生同士の討論等を通して、思考的な能力を身につけるとともに、音楽の魅力や楽しさが伝えられる人材を育成するためにも不可欠な授業だと思われる。

4.3 C大学の状況

C大学は、幼稚園教諭一種免許と小学校教諭一種免許が取得できる。音楽科目は、「音楽実技」「音楽理論」「音楽表現」「音楽科概論」「音楽科教材研究」等が設置されている。

1年次は、基礎的な技能の習得を目的とする「音楽実技」が通年で必修科目として設定されている。本学の「保育の表現技術Ⅰ、Ⅱ(音楽表現)」を合わせた内容で、ピアノ演奏技能、弾き歌い、楽典(コードネーム)を3本柱としている。本学は前期のみだが、基礎の段階では通年で継続して学習することは非常に大切である。それに加えて楽典を体系的に学ばせていることが特徴的で、これは2年次以降の学習にも大きく関わる重要な点だと思われる。同様の授業は、2~3年次にも設定され、2年次は、楽典の知識を定着させ、合唱を中心とした歌唱、打楽器やリコーダーを用いた合奏、コードネームによる伴奏づけ、弾き歌いと授業内容は幅広い。3年次は、弾き歌いのレパートリーの拡大と簡単な曲の創作、グループごとにミュージカルを作る等、保育や小学校の現場を想定した内容となっている。

さらに2~3年次の音楽科目としては、「音楽理論」の授業が設定され、弾き歌いや指揮、コードネームによる簡単な伴奏法とともに日本の音楽や世界の民族音楽や楽器等に触れて、音楽への理解を深める。演奏を通じてだが、教員が音楽史や民族音楽学の知識を背景にもつ授業である。また、本学の「保育内容演習Ⅰ、Ⅱ」と同様に、わらべうたや手あそび、リトミック等から始めて、音楽と言葉や身体表現と結び付けて学生たちが音楽を創作していく授業も設定され、保育の現場で活用できる内容となっている。

総じて授業内容は、現場を想定して幅広く、細やかな点まで配慮されている。小学校教諭のための科目も、「音楽科概論」では学習指導要領の理解と学習指導案の作成、指導案に基づき音楽発表を行い、「音楽科教材研究」では、歌唱、合唱、合奏、創作、鑑賞のすべての分野を網羅し、小学校の音楽教材の実習と模擬授業、音楽科目の指導方法と評価方法、指導案の作成等となっている。いずれも教育実習や教員採用試験に向けた準備となり、学生にとって有効である。こうした実践的な授業は、本学においても参照していきたい。

5. 今後の指導に向けて～改善への試み

以上考察した結果、本学の12科目ある音楽の授業の内、至急改善に着手すべき点がいくつか見られた。その一つが「保育の表現技術Ⅰ(音楽表現)」と「保育の表現技術Ⅱ(音楽表現)」の受講学生数の平等化である。あるコマは学生が1人、あるコマは14人の差はあまりに不平等である。これに関しては、開学当初に実施されていた4名の教員による同時進行型の授業方法を採用する事で解決する。それは同時に、時間割作成上の問題をも解決することとなる。そして「保育の表現技術Ⅰ(音楽表現)」と「保育の表現技術Ⅰ(造形表現)」あるいは「保育の表現技術Ⅰ(身体表現)」と対に設定し、2コマ置くことで学生も選択し易くなるであろう。同時進行という事は当然シラバスも同じ内容となり、到達目標や採点方法も同様となり、学生はどのクラスに配属されようとも同様の内容を学ぶ事ができる。現在使用している教科書においては、学ぶべきあるいは押さえておくべきチェックポイントがそれぞれの曲には明白である。その指導法の試みを以下に示す。そして学生にとって効果的な授業を指導者側はどのように行うべきか、学生の現状を踏まえながら考えていきたい。

5.1 「保育の表現技術Ⅰ(音楽表現)」

受講学生の多くは、義務教育過程で学ぶ音楽知識と音楽経験しかもたず、中学・高校時代に部活動などで楽器の演奏経験があっても、ピアノ演奏に関して

は、全体の7割近くが初心者である⁷⁾。無論、全くの初心者でも、ピアノの演奏技能を習得することは可能であり、実際に半期の授業で習得して上達する学生も少なくない。それは男女を問わず、学生の意欲と資質に因るところが大きい。一般に、ピアノの高度な演奏技能を習得するためには早期才能教育が不可欠だが、養成課程において学生が身につけるべきものは、保育現場で音楽活動を滞りなく行える演奏技能と、その技能を活用できる能力である。それを指導する教員側は、指の運動能力を発達させるだけでなく、子どもの感性を育むピアノ演奏および演奏技能を活用する発想力のある学生を育てなければならない。そのためには、音楽の基礎知識や楽典を並行して学び、音符のみならず記譜されたあらゆる記号について読み、理解する力、すなわち「読譜力」を高めていくことが大切である。作曲家の意図を楽譜から読み取り、音楽を想像し、そこから発想していく能力は、演奏のみならず、教材作成においても子どもを指導する際にも必要とされるからである。

現在、授業では坂東喜余子・本間正治共著『おとのためのバイエル教本』(ドレミ楽譜出版社)をテキストに用いている。これは、明治期の日本に洋楽が導入されて以来、ピアノ入門教材として定着している19世紀ドイツの作曲家フェルディナント・バイエル(Ferdinand Beyer 1806~1863)による『バイエル・ピアノ教則本』から選ばれた指の訓練に有効な楽曲と有名な旋律による応用曲、保育や教育の現場で必要なコードネーム演奏による楽曲を加えた実用書で、100番までの楽曲が収められている。しかしそれをただ弾いていくだけでは、指の運動能力は発達するものの、養成課程の実技としては不十分である。いわゆる読譜力を高めるには、各楽曲で音楽の構成や楽典に関する知識を同時に学ぶと、学生の演奏技能も効率よく定着していく。以下にその一例を示したい。授業では56番終了を単位取得の条件としているので、1番~60番までの学生の学習状況を報告しながら、具体的な数曲について指導方法を考察していく。

① 第1番~第22番

ト音記号による記譜で、4分音符を基本単位とする音符と休符、スラー、スタッカート、タイ、4拍子と3拍子の理解と基本的な事柄であるため学生全

員すぐに理解できるが、この段階で記譜された通りに指を動かせる学生と全く動かせない学生の二通りに分かれる。後者の学生は、片手ずつでは動かせても両手で異なる運動ができない。机上で指を動かす練習をしてからピアノに向かい、片手ずつ弾いて身体運動として覚えさせる。全曲弾けるまで通常の倍の7~8週間を要する学生もいるが、根気よく練習を続け、この段階で基礎が定着すると、ピアノを演奏しながら歌う課題にスムーズに移行でき、それに伴ってピアノの演奏技能も伸びる。苦手な学生には「子どものとき自転車に乗れるようになったときと同じ努力を」と助言して、反復練習の習慣を思い出すように指導する。また、第18番のタイの数え方や第21番「朝の歌」の3拍子とタイの組み合わせでつまずく学生も多い。

② 第23番~第29番

8分音符が加わり、音符の動きが細かくなるが、初心者でも運動神経の良い学生は、動きを指の感覚で覚えててしまうので上達が早い。一方、苦手な学生は、第27番の付点4分音符と8分音符の組み合わせができない。全員理解はできているが、記譜通りに指を動かせないので、それぞれの手で異なるリズムを打つ練習をすると同時に、右手の付点4分音符の長さを覚えるために拍子の裏拍(1ト2ト3ト)を数える指導をする。

20番台で初めて楽譜に強弱に関する記号(クレッセンド、デクレッセンド)が記されるが、音量の変化に意識を向けさせるために、自分の弾いた音を耳で聴くことと、指の感覚で強弱をつけて弾くように指導する。キーボード等の音量調節機能のついた電子楽器とは異なり、ピアノは、指先のコントロールで音量を作り出す楽器であることを確認させる。第24、第26、第27番の冒頭に記された速度標語(Moderato, Allegretto)から、楽曲にはそれぞれ相応しい速度があることを理解させる。

③ 第30~第39番

ヘ音記号による記譜が加わり、8分音符を基本とした新しい拍子や、連続する同音を異なる指で弾く指づかい、手を縮める指づかい、アクセントの指示等、第29番まで順調に進んだ学生にとっては比較的容易に弾ける楽曲が続くので、学習意欲が高まる。音域が広くなったこと、第36番以降の8分の6拍子

の楽曲で左手の手首を脱力させて使うことで音楽が滑らかに進行することから、音楽表現が広がることが実感できる。

第34番「山の音楽家」では楽譜に記されてないが、歌唱に即した強弱記号（フルテとピアノ）を記入して演奏することで、音量の強弱の感覚を楽曲のなかで身につける。第39番「きよしこの夜」は、手を縮める指づかいをマスターすることで手のスムーズなポジション移動を学び、同時に指づかいに注意を払う必要性を理解させる。いずれも学生が知っている曲なので、音楽の仕上がりが想像しやすいので、初心者でも表現を意識した演奏ができるようになる。

④ 第40~第50番

和音（コードネーム）の理解、ハ長調の音階、指をくぐらせる手のポジション移動、16分音符と3連符等、第40番から曲の難易度が高くなる。特に初心者は、ここから意欲が低下する傾向にあるため、簡単な「子どもの歌」の弾き歌いを並行して取り上げ、継続できるよう配慮する。第41番では、中間部に強弱記号を記入して、同様の練習を反復して定着させる。指をくぐらせる手のポジション移動は、ハ長調の音階で練習するが、左右異なる指づかいで同時に進行させることができない学生もいる。他の調性でも同様のポジション移動を行うので、根気よく習得するように指導する。

ここまで楽典は、強弱や速度等の音楽記号を中心だったが、40番台では音楽の構成に関わる調性やコードネーム（和音記号）となり、学生にとっては難しい内容のため、全体での講義と個別指導、さらに楽譜を書く作業を通じて理解させる。第48番「短いお話」は、40番台の楽曲で習得すべき内容がすべて組み込まれているが、この楽曲が弾けることは理想だが、初心者の大半は、この時点では到達できず、後で戻ることになる。

⑤ 第51番~第60番

イ短調とト長調の音階と楽曲で、40番台と難易度は同程度のため、比較的早く進めることができる。長調と短調の関係や、ハ長調以外の調性を理解させる。「子どもの歌」において、ト長調とヘ長調は、頻出度の高い調性のため、ヘ長調の音階練習も併せて行い、簡単な子どもの歌を副教材として取り入れるとより効果的である。第55番以降は、①~③で列

挙した留意事項を再度確認しながら進めると、演奏技能が定着していく。第59番「メヌエット」(J. S. バッハ)で、高度な音楽表現を身につけることが最終目標とはいえかなり難しい。しかしこの段階まで到達した学生は、ピアノが弾けるという実感を得るようで、学生へのアンケート等でも、「ピアノ演奏が楽しくなった」、「練習方法を習得した」との回答がみられる。

5.2 「保育の表現技術Ⅱ（音楽表現）」

「保育の表現技術Ⅱ（音楽表現）」は、保育現場での実践を想定した授業内容で、保育実習や就職試験に直結しているため、教員側としては初心者の学生こそ選択を促したいが、実際にはピアノ経験者や意欲ある学生が選択しているため授業は活気があり、高度な内容で進めることができるが、選択者と非選択者の能力格差は、確実に広がることになる。

授業では、東保編『やさしい伴奏によるこどものうたⅠ』(全音楽譜出版社)をテキストとしているが、学生の進度や関心に応じて適宜他の教材も用いている。子どもの歌を弾きながら歌い（以下、弾き歌い）10曲以上暗譜で完成させるが、多くの学生は、ピアノ演奏に歌唱が加わり、すべてを覚えて弾くことに最初は戸惑う。しかし「保育の表現技術Ⅰ（音楽表現）」からの継続であるため、それほど苦労せずに課題を仕上げることができる。弾き歌いは、ピアノ演奏だけ、右手と歌唱、左手と歌唱と組み合わせを考えて練習し、全体を組み立てていくと上達が早い。ピアノが弾ける学生ほど、ピアノと歌唱を同時に練習して覚えようとするが、むしろ初心者は、この組み立ての過程で暗譜も同時にするので、ミスが少なく早く仕上がる。

学生には常に現場を想定して子どもたちに配慮しながら、大きな声で歌うように指導しているが、ここで問題になるのは、ピアノの演奏技能よりも歌唱である。全員が義務教育課程で学習しているが、通常はクラス全員での齊唱か合唱で、学生たちに独唱の経験はほとんどない。しかし保育現場で必要なのは、子どもたちに模範を示すためにひとりで歌うことや、楽器伴奏なしで歌うこと（ア・カペラ歌唱）で、大きな声で正しい音程で歌わなければならない。最近の学生は、人前で歌うことに対して抵抗はない

が、総じて声が低い。音程が定まらず、調性が曖昧になる傾向にある。本学では声楽の授業はないため、個別指導で矯正していくが、正しい発声で、正確な音程で歌えるようになると自信がつき、自ずと大きな声が出るようになる。

加えて、美しい日本語が伝わるように歌うことも、保育者として必要である。子どもの歌は、音と言葉の関係を配慮して作られているので、ただ弾き歌いするだけでなく、プレス（息つき）の位置や作詞者が描く歌詞の内容（詩の世界）についても考えるように指導している。例えば、「とんぼのめがね」では、歌詞は、とんぼの目に映った朝・昼・夕の情景が描かれていることを説明し、4小節ごとのフレーズで音楽を組み立てるようにすると、正確な暗譜と音楽的な演奏に仕上がる。弾き歌いの曲の選択は、基本的に学生に任せているが、こうした実例を紹介し、季節や行事を考慮した曲や子どもの発達に応じた曲等、各自でテーマを考えながら選曲させることも大切だと考えている。学生は、当初は演奏難易度の低い曲や歌詞が短いものを選ぶ傾向にあるが、ピアノ演奏や歌唱に自信がもてると、子どもにとって楽しい歌や教材として活用できる曲を考えながら選曲するといった意識の変化がみられる。さらにこの段階では、演奏において楽譜や鍵盤を注視するのではなく、顔を上げ、子どもへの目線を意識しながら弾くようにすると、子どもが歌いやすい表情豊かな保育者らしい音楽が作れるようになる。

6. まとめ

本学部における音楽に関する12科目の授業をすべて検討した結果、科目名が異なっているにもかかわらず授業内容に類似性が顕著な科目や、本来その科目の中核をなす内容が別の科目でも行われている例もみられた。このような指導をする教員側の不備を無くすためには音楽を担当する教員間の意思の疎通を密にする必要がある。植草学園短期大学においては専任教員が1名であり、授業の開始前に非常勤講師との短時間のミーティングを設けて指導方法の確認と要望を指摘する事が可能であり、前期・後期の実技試験曲発表に際しては、各曲についての最低限

のチェックポイントを書き出して、その点の指導の徹底を図り、指導者が異なる事による試験の不公平を避ける事ができた。しかし植草学園大学においては3年目以降、10コマ設置されている「保育の表現技術Ⅰ（音楽表現）」においてさえ、担当教員によって進度、到達度等に格差が生じている。

改善の試みとして、同名の科目でコマ数の多くある「保育の表現技術Ⅰ（音楽表現）」と「保育の表現技術Ⅱ（音楽表現）」からの着手が可能であろう。学生が将来就くべき教育現場の要望に応えられる音楽活動の人材作りには、指導法に関して教員同士が時間を掛けて討論する事が必要不可欠である。

7. 註

- 1) その他にレクリエーション・インストラクター資格とピアヘルパー資格の取得が可能である。
- 2) 平成24年度の履修要項記載のこの科目は3年次配当科目である。本年度のカリキュラム改正に伴い名称が変更し、前年度までは「保育内容指導法演習・表現」である。従って、シラバスでは前年度の名称を使用している。
- 3) この科目は平成25年度から実施される。一部分に音楽を含む。平成21年度入学生までは「総合演習(教職)」が必修であった。
- 4) 音楽科目の区分に関しては、保育・発達基礎科目(5つ)、保育・発達専門科目(2つ)、児童教育専門科目(4つ)の視点からも区分ができる。しかしその場合、教養教育科目的「音楽学」が含まれなくなってしまうため、本論では表1の区分に拠り、この順序で音楽科目を論じている。
- 5) 植草学園大学平成24年度履修要項 p.28参照。
- 6) 植草学園大学平成24年度シラバス p.112参照。
- 7) 平成22～24年度に担当した学生184名のうち、130名以上がピアノ演奏に関しては初心者だった。しかしそのなかには、フルート、トランペット、サクソフォン、ギター、ドラム等の楽器演奏経験のある学生もいる。